

## 消滅時効完成後の一部弁済と信義則

—— 民法（債権関係）改正をめぐる議論を踏まえて

上野 達也

- I. はじめに
- II. 立法提案
- III. 法制審議会民法（債権関係）部会における審議の状況
- IV. 時効援用権喪失に関する「信義則」の検討
- V. おわりに

### I. はじめに

<sup>(1)</sup>  
判例によると、消滅時効が完成した後に債務者がその債務の一部を弁済したりその債務の存在を認めたりするなどのいわゆる自認行為を行った場合、たとえ債務者が時効の完成を知らなかったとしても、債務者はもはや

---

(1) 最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁。本判決の判例評釈として、柘田文郎「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和41年度146頁、同「判批」金融法務事情444号17頁(1966年)、同「判批」判例タイムズ191号52頁(1966年)、畔上英治「判批」金融法務事情452号16頁(1966年)、五十嵐清「判批」判例評論95号18頁(1966年)、乾昭三「判批」法律時報38巻10号116頁(1966年)、上野雅和「判批」岡山大学法経学会雑誌16巻4号131頁(1967年)、川島武宜「判批」法学協会雑誌84巻4号74頁(1967年)、西村信雄「判批」民商法雑誌55巻6号93頁(1967年)、大道友彦「判批」民事研修129号34頁(1968年)、椿寿夫「判批」法学セミナー159号116頁(1969年)、高木多喜男「判批」ジュリスト増刊(民法の判例〔第2版〕)37頁(1971年)、四宮和夫「判批」ジュリスト増刊(昭和41・42年度重要判例解説)30頁(1973年)、水本浩「判批」法学セミナー219号40頁(1974年)、岡本坦「判批」法学セミナー22巻5号94頁(1978年)、大塚勝美「判批」北九州大学法政論集9巻1号169頁(1981年)、遠藤厚之助「判批」別冊ジュリスト104号(民法判例百選I総則・物権〔第3版〕)96頁(1989年)、淺生重機「判批」金融法務事情1433号108頁(1995年)、同「判批」金融法務事情1581号148頁(2000年)、松嶋泰「判批」銀行実務25巻19号94頁(1995年)、若狭勝「判批」研修578号61頁(1996年)、金山直樹「判批」別冊ジュリスト237号(民法判例百選I総則・物権〔第8版〕)88頁(2018年)、齋藤由起「判批」別冊ジュリスト262号(民法判例百選I総則・物権〔第9版〕)80頁(2023年)がある。

時効を援用できなくなるとされる。消滅時効完成後の自認行為について民法に特段の規定が設けられているわけではないが、判例は「信義則」を根拠としてこのようなルールを創設している。そして、時効の援用が許されなくなる結果として、債務者は時効が完成していた債務全体について弁済を免れることができなくなることになる。

これに対して、例えばドイツ民法の<sup>(2)</sup>ように消滅時効の効果を履行拒絶権の発生と構成する<sup>(3)</sup>国においては、消滅時効完成後に一部弁済がなされた場合には、その行った弁済そのものが（その返還請求が認められないという<sup>(4)</sup>形で）まず問題となる。これと対比して見ると、消滅時効完成後に一部弁済がなされた場合について、その返還請求の可否の問題を乗り越えて、時効の主張（援用）そのものを信義則を介して遮断する日本の判例法理の特徴が浮かび上がってくる。

他方、特に消費者金融において貸金業者が債権回収を行うに際してこの判例法理が問題となる事例が発生しているところ、消滅時効完成後に一部弁済がなされてもなお、債務者の時効援用権は失われ<sup>(5)</sup>ないとする下級審判決が現れている。

---

(2) BGB 第 214 条 消滅時効の効力

- (1) 消滅時効の完成後は、債務者は、給付を拒絶する権利を有する。
- (2) 消滅時効の完成した請求権の満足のため給付した物は、消滅時効の完成を知らずに給付したときであっても、その返還を請求することはできない。債務者による契約に従った承認又は担保の提供についても同様とする。（訳は、山口和人『基本情報シリーズ⑨ ドイツ民法 I（総則）』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2015 年）によった。）
- (3) 諸外国の時効法の現状について、松久三四彦「総括」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言〔別冊 NBL122 号〕』（商事法務、2008 年）195 頁、特に消滅時効の効果について 206 頁の表を参照。
- (4) ドイツ法における消滅時効完成後の債務承認について、石松勉「消滅時効完成後の債務承認と時効の援用との関係について——『時効援用権喪失』理論の批判的考察」岡山商科大学法学論叢 7 号 55 頁以下（1999 年）、平井慎一「消滅時効完成後の債務の承認と信義誠実の原則——貸金業者と一般消費者との関係を中心に」帝塚山法学 19 号 21 頁以下（2009 年）を参照。
- (5) こうした事例に関する評釈や論考として、上野隆司「判批」金融法務事情 1607 号 4 頁（2001 年）、野口恵三「判批」NBL715 号 68 頁（2001 年）、白石史子「判批」判例タイムズ 1096 号（平成 13 年度主要民事判例解説）32 頁（2002 年）、沢田三知夫「消費者金融における時効完成後の債務の弁済と時効援用権の放棄の関係について」判例タイムズ 1115 号 43 頁（2003 年）、島戸真「判批」判例タイムズ 1154 号（平成 15 年度主要民事判例解

このような状況の中、本稿は、この判例法理における「信義則」をどのように理解すべきか検討するものである。その際、検討の素材として、民法（債権関係）改正をめぐる行われた議論を扱う。消滅時効完成後の自認行為に関するルールは、最終的には民法に規定されることはなかったが、そこで行われた議論を参照することにより、この判例法理における「信義則」の判断基準を一部分だけでも明確にしようと試みるものである。

## II. 立法提案

2009年11月から始まる法制審議会民法（債権関係）部会における審議に先立ち、民法学者を中心とした複数の研究グループによりそれぞれ立法提案がなされている。以下では、「時効研究会による改正提案」<sup>(6)</sup>（以下では、「改正提案」という。）と『債権法改正の基本方針』<sup>(7)</sup>（以下では、「基本方針」という。）について、本稿の検討の対象である時効援用権の喪失に関してどのような立法提案がなされていたのか確認したい。

### 1 時効研究会による改正提案

#### 【時効研究会による改正提案】

##### 本案

（時効の効力）

↘ 説）32頁（2004年）、平井・前掲注（4）1頁、高野雄史「判批」国士館法研論集16号73頁（2015年）がある。

（6） 時効研究会「時効研究会による改正提案」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言〔別冊 NBL122号〕』（商事法務、2008年。以下では「改正提案」として引用する。）289頁以下。

（7） 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針〔別冊 NBL126号〕』（商事法務、2009年。以下では『基本方針』として引用する。）81頁および197頁以下、同編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅰ』（商事法務、2009年。以下では『詳解Ⅰ』として引用する。）395頁以下、同編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ』（商事法務、2009年。以下では『詳解Ⅲ』として引用する。）149頁以下。

第144条 時効は、時の経過から生ずる権利の取得又は消滅の原因であって、この法律その他の法律の定めるところによる。

2 時効の効力はその起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第145条 時効は、当事者又は正当な利益を有する第三者が援用しなければ、その効力を生じない。

(時効援用権の放棄及び喪失)

第146条 時効を援用する権利（以下、時効援用権という。）は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効の完成後に義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、時効援用権は消滅する。相手方の権利を承認するにとどまるときは、この限りでない。

#### 代替案

(時効の効力)

第144条 時効は、一定の期間の経過及び援用その他法律の定めるところにより生ずる権利の取得又は消滅の原因である。

2 [本案144条2項と同じ]

(時効の効果)

第145条 時効は、その完成によって効力を生ずる

#### 代替案A

(時効利益の放棄及び喪失)

第146条 A 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効の完成後に義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、その返還を請求することができない。相手方の権利を承認するにとどまるときは、この限りでない。

## 代替案B

(時効援用権の放棄及び喪失)

第 146 条 B 時効を援用する権利（以下、援用権という。）は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効の完成後に義務者がその義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、時効援用権を失う。時効完成後に義務者が相手方の権利を承認したときも、同様とする。

## (1) 前提

## (a) 抗弁権的構成の不採用

まず、「改正提案」は、消滅時効について、ドイツ法におけるような「請求権」に対する「抗弁権」構成を採用せず、本案は不確定効果説（本案 144 条 1 項<sup>(8)</sup>）、代替案は確定効果説（代替案 144 条 1 項<sup>(9)</sup>）を採用している。

## (b) 取得時効と消滅時効の一元的構成

そして、本案・代替案ともに、取得時効と消滅時効を統一的に捉える立場を採用している（本案 144 条 1 項、代替案 144 条 1 項）。これは、「取得時効と消滅時効がともに実体的権利の得喪原因として位置づけられ、かつ相互に密接な関係を有していることのみならず（例、抵当権の時効）、時効の総則規定（144 条～163 条）が両者に共通に適用されることを重視したため」であり、「立法の明解性と簡明性に鑑みてのこと」であるとされる<sup>(10)</sup>。

## (2) 時効完成後の自認行為について

## (a) 本案および代替案 A ——「履行」と「承認」の区別

以上を前提に、時効完成後の自認行為について、本案と代替案 A は、

(8) 前掲注(6) 改正提案 289 頁。

(9) 前掲注(6) 改正提案 315 頁。

(10) 前掲注(6) 改正提案 289 頁以下。

義務の「履行」と「承認」を区別している（本案 146 条 2 項、代替案 146 条 A 第 2 項）。

本案は、第 2 項本文の趣旨について、「義務の履行を時効援用権の法定の喪失事由として扱うことによって、時効の完成を知っていたか否かを問うことなく時効の効果を奪い、そのことによって、給付目的物の返還請求を封じるところにある<sup>(11)</sup>」としている。そして、時効完成後の義務の「承認」を「履行」と同一に扱うべきかが問題であるとして、次のように述べている<sup>(12)</sup>。

#### (7) 判例に対する批判

判例は、時効完成後の義務の「承認」を「履行」と同一に扱っているが、その理由として、①時効完成を知らなかったにせよ、自己の債務を認めた者が、その後改めて時効の利益の享受を主張することは、先行行為に矛盾する行為として信義則に反し、また、②相手方である債権者としても、債務者が自認行為をした以上、もはや時効は援用されず義務が履行されるであろうことを期待するのが通常であるから、とされている。

しかし、①については、債務の承認をしたのはまさに時効（の完成）を知らなかったからであって、知った以上は態度を変えても矛盾行為とはいえない。②については、債務が履行されると期待してよい債権者だけを保護すれば足りるのであって、それは債務者が時効援用権を放棄する旨の意思表示をした場合に限られるはずである。

#### (イ) 時効援用権の保護

そして、「現実には、時効完成後に債権者が技巧や策略を用いて債務を『承認』させることが見られ、時効につき無知の債務者がしばしばその犠牲になっていることを認識すべき」であり、「むしろ、時効完成によって当事者に与えられる時効援用権が形成権としての性質を有する以上、その権利は取消権や解除権と同様に保護しなければならない」としている。

---

(11) 前掲注(6) 改正提案 292 頁以下。

(12) 以下につき、前掲注(6) 改正提案 293 頁以下。

(ウ) 「履行」と「承認」の区別

このように評価した上で、本案は、「時効完成後に義務者が『すでに動かしたこと』（履行）と、『これから動かすことに同意したこと』（承認）とでは、事情が異なると捉える立場」を採用する。これは、「時効はあくまでも既成の事実を裏打ちするのがその役割であって、時効完成も知らないでした承認によって、それを安易に破るべきではない」と考えるわけである。その結果、時効完成後の債務承認が時効援用権の消滅事由として意味を持ち得るのは、債務者が時効の完成を知っている場合だけとなる。

そうすると、「時効援用権の法定の喪失事由に該当するのは、『履行』だけであって、『承認』は該当しない」ということになる。そして、『承認』は、時効完成を知ってなされた場合にだけ、しかもそれが援用権の『放棄に向けられた意思表示』として解釈できるときに限って、時効の効果を失わせる」ということになる。

(エ) 時効完成後の一部履行の取扱い

時効完成後になされる一部履行の残部の扱いについて、本案2項本文は、「履行した部分に限って援用権が確定的に消滅し、残部には影響が及ばない」ということを意味している。一部履行ないし一部承認が「放棄」の意思表示を含むと解釈されない限り、なお時効援用権は奪われないのが原則となる。

(b) 代替案 B —— 判例法理の踏襲

「履行」と「承認」を区別する本案と代替案 A とは異なり、代替案 B は、時効完成後に義務者が相手方の権利を承認した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、時効援用権を失う旨を規定している（代替案 146 条 B 第 2 項）。

代替案 B は、判例について、「今日の判例は、たとえ債務者が時効完成の事実を知らなかったときでも、時効完成後に債務の承認をした以上、爾後その債務についてその完成した時効の援用をすることは許されないとし、その根拠を、信義則、および永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の趣旨に求めている」と理解した上で、この結論は基本的に支持される

べきであるとしている。その理由として、「①時効完成を知らなかったにせよ、自己の義務を認めた者が、その後あらためて時効の利益の享受を主張することは、先行行為に矛盾する行為として、信義則に反するといえようし、また、②相手方である権利者としても、義務者が自認行為をした以上、もはや時効は援用されず義務が履行されるであろうことを期待するのが通常であるので、このような自認行為については、時効の援用権の放棄と同様の取扱いをすることが妥当だと考えられるからである」としている。

また、時効の完成後に義務者が義務を履行した場合と、義務を承認しただけで履行までには至らなかった場合とを区別する本案と代替案 A に対しては、「信義則および相手方の期待の保護という観点からは、これら二つの場合について、全く取扱いを異にすることは不均衡だと言わざると得ない」と批判している<sup>(13)</sup>。

## 2 債権法改正の基本方針

### (1) 債権の消滅時効（債権時効）の切り分け

#### 【債権法改正の基本方針】

#### 【1.7.01】（取得時効および消滅時効の対象）

- 〈1〉取得時効は、所有権その他の財産権を対象とする。
- 〈2〉消滅時効は、所有権または債権（ただし、不動産賃借権を除く。）以外の財産権を対象とする。
- 〈3〉形成権の期間制限については、【1.7.13】に定めるところによることとする。

#### 【3.1.3.43】（債権時効の対象）

債権時効の対象は、債権（不動産賃借権を除く。）とする。

(13) 以上につき、前掲注(6)改正提案317頁。



まず前提として、「基本方針」は、債権の消滅時効（「債権時効」）を債権固有のものとして他の財産権の消滅時効と別個に位置づけている。

これは、「基本方針」において、債権時効の基本的効果として遡及的消滅構成と履行拒絶権構成の2つの考え方が示されており、履行拒絶権構成に立った場合には、債権時効は他の財産権の消滅時効とその基本的効果において大きく異なることになるため、別個の制度であることを明確なものとするためにも、債権編に配置することが望ましい、ということによる。

また、遡及的消滅構成に立ったとしても、時効の援用の法的構成、時効利益の放棄・喪失の法的構成等<sup>(14)</sup>において、債権時効と他の財産権の消滅時効とで異なる内容の規律とすべきこととしており、規律内容の細部について相当多くの相違があることを明確にするために、債権の消滅時効に関する規定は、やはり債権編に配置することが<sup>(15)</sup>適当である、としている。

## (2) 時効（債権時効）制度の基本的理解<sup>(16)</sup>

「基本方針」は、債権時効制度の根幹的存在理由を、「時の経過による事実関係の曖昧化によって生じうる諸々の負担と危険から人びとと取引社会を解放し、人びとの日常生活の安心と取引社会の安定を維持すること」にあるとする。

### (a) 問題となる負担と危険

人びとは、債務が発生しなかったということ（債務が発生したという評価を防ぐこと）や、債務を履行したということについて、確実な証拠を提出できるようにしておかなければならない。もし証拠を提出できず、その証明ができなければ、相手方からの履行請求に応じなければならなくなる。これは、社会で生活する上で、すべての人が等しく負っている危険である。

---

(14) その他に、時効の起算点（主観的起算点の導入）、合意による時効期間の設定の可否、権利を認める確定判決等の持つ時効における意味、時効障害理由が挙げられている（前掲注(7)基本方針197頁、前掲注(7)詳解Ⅲ149頁以下）。

(15) 以上につき、前掲注(7)基本方針197頁以下、前掲注(7)詳解Ⅲ149頁以下。

(16) 以下につき、前掲注(7)基本方針198頁、前掲注(7)詳解Ⅲ155頁以下。

しかしながら、この危険をすべて、いつまでも引き受けなければならないとするならば、危険に備えるための負担はきわめて重く、備えをしていたとしても安心して生活を送ることができない。また、この負担や危険は、より広く取引社会の不安定を生じさせるおそれもある。

(b) 債権時効制度の目的 —— 負担と危険からの解放

そこで、「法的紛争に巻き込まれた場合に、その紛争が証拠に基づいて実質的に判断されることに起因する一切のわずらわしさと、場合により起こりうる不当な不利益の負担から、人びとを解放すること」が必要になる（証拠保存の負担からの解放、証拠収集の負担からの解放、証拠収集の要否判断の負担からの解放）。

この負担と危険は、時の経過による事実関係の曖昧化とともに、次第に高じていく。この負担と危険の高まりから人びとと社会全般の利益を保護することが、債権時効制度の目的と位置づけられる。

(c) 債権時効制度の目的実現方法 —— 法律関係を実質判断することの放棄

この目的を達成するために、「債権の存否に係る法律関係を実質判断に踏み込まずに処理する」のが債権時効制度である。債権時効の効果は、個々の債権債務関係の存否と内容に関わるものであるが、債権時効制度そのものは、個々の法律関係の実質に即した適切な解決を目的とするものではない。反対に、そのような解決を諦めることによって初めて、債権時効制度の目的が実現される。<sup>(17)</sup>

(d) 債権時効制度の不正義性

債権が実際に存在するにもかかわらず、未履行の債務者が債務を免れ、債権者が債権を実質的に失う、ということが債権時効制度により起こりうるが、これは、債権時効制度を認めることに付随する結果にすぎない。この付随的結果それ自体の不正義性は明らかである。しかし、この不正義性を問題にすることは、結局、債権の存否に係る法律関係の実質判断による

---

(17) 前掲注(7) 詳解Ⅲ 164 頁以下も参照。

処理を指向することになり、債権時効の制度を設ける意味を失わせることになる。したがって、債権時効制度を設ける以上、未履行の債務者が債務の履行を免れる場合があることを受け入れざるをえない。

(e) 債権者保護への配慮

とはいえ、債務の履行を免れさせることが著しく不当と感じられる場合も存在する。そのような例外的な場合については、信義則または権利濫用法理による個別的处理に委ねることができる。

また、債権が実際に存在するのであれば、その債権は実現されるべきであるのが本来であることは、時間の経過によっても変わりがない。いかに長期が経過したとしても、債権の存在と内容について争いがなく、債務者に履行の意思があるならば、債権の実現が否定されるべきではない。<sup>(18)</sup>

(3) 債務の一部の履行等による承認の推定

本稿は、時効完成後に一部弁済・債務承認等が行われた場合を検討の対象としているが、これとの関連で、時効が完成する前に債務者が債務の一部を履行した場合について「基本方針」がどのような提案を行っているか確認したい。

**[3.1.3.54]** (債務者による債権の承認による債権時効期間の更新)

〈1〉債務者による債権の承認による債権時効の期間の更新は、承認の時に生じる。

〈2〉債務者が債務の一部を履行したときは、債務者はその債務に係る債権の全部を承認したものと推定する。債務者が利息債務、遅延損害金債務その他のある債権から付随的に生じる債務を履行したときは、債務者はその債権を承認したものと推定する。

〈3〉時効期間の更新を生ずべき承認をするには、その承認に係る債務を負担することにつき行為能力または権限があることを要

(18) 前掲注(7) 詳解Ⅲ 164 頁も参照。

しない。

「基本方針」【3.1.3.54】は、債務者が債務の一部を履行したときについて、「債務者はその債務に係る債権の全部を承認したものと推定する」としている。これは、このような場合には、債務者は債権（全部）を承認しているのが通常であると考えられ、また、そうでないときであっても、債権者は債権の存否をめぐる争いがあることを認識しないのが通常と考えられ、債権時効の進行を防止する何らかの措置を講じるよう債権者に求めることが合理的でない、ということによる。

ただし、この趣旨は、債務者が債権の残存を認めていないことが明らかであるときには妥当しない。そこで、この効果は推定にとどまり、債務者は、債権全部を承認する意思でしたものでなかったことを主張立証することにより、推定を覆すことができる。<sup>(19)</sup>

#### (4) 債権消滅構成と履行拒絶権構成の両論併記

「基本方針」の大きな特徴として、時効の効果について履行拒絶権構成を採用することが【3.1.3.68】の乙案で提案されている。時効の効果をもどるように構成するかということは、本稿の検討の対象である時効完成後の自認行為による時効援用権（あるいは履行拒絶権）の喪失の問題について大きな意味を持つため、ここでは、とりわけ乙案の履行拒絶権構成について、本稿の関心と関係ある部分に絞って確認したい。

##### 【3.1.3.68】（債権時効期間満了の効果）

〔甲案〕

〈1〉債権につき債権時効期間が満了したときは、債務者は、債権時効を援用することができる。

〈2〉〈1〉の援用は、裁判上、裁判外のいずれにおいてもすること

(19) 以上につき、前掲注(7) 基本方針 206 頁以下、前掲注(7) 詳解Ⅲ 212 頁以下。

ができる。

〈3〉〈1〉の援用がされたときは、これを撤回することができない。

〈4〉〈1〉の援用がされたときは、その債権は起算日に遡って消滅する。

〔乙案〕

〈1〉債権につき債権時効期間が満了したときは、債務者は、その債権に係る債務の履行および利息債権、遅延損害金債権その他のその債権から付随的に生じる債権に係る債務の履行を拒絶することができる。

〈2〉〈1〉の履行拒絶は、裁判上、裁判外のいずれにおいてもすることができる。

〈3〉〈1〉の履行拒絶がされたときは、これを撤回することができない。

〈4〉〈1〉の履行拒絶がされたときは、履行その他によるその債権の実現を求めることができない。履行が拒絶された債務の履行を担保するための保証債権、担保物権その他の権利は消滅する。

(a) 遡及的消滅構成への批判

(7) 現行民法<sup>(20)</sup>における齟齬

現行民法は、消滅時効の効果を起算日に遡っての権利の消滅としているが、それとは相容れない処理も行われているとして、次のような指摘がされている。

消滅時効の効力が生じた後に債務者が任意に弁済した場合、これは非債弁済にならず、その後の返還請求も認められないとする見解が比較的有力であるが、これは債権の遡及的消滅とは相容れない。この関係を説明するために自然債務論を用いることをあえて否定する必要はないが、この脈絡では、技巧により法的に遡及的に消滅させたものを、ある部分では活かそ

(20) 2017年改正前の当時の民法（以下同）。

うという試みであり、不自然である<sup>(21)</sup>。

(イ)「強い効果」の問題性

また、債権を遡及的に消滅させることは、債権者から債権を根本的に奪うこと意味するが、債権時効をそのように強い効果のものとするのが果たして適当といえるかについて疑問の余地がある。わが国では、時効制度を不道徳なものとして非難する立場も有力であり、それどころか、債権の消滅時効制度について、憲法 29 条 1 項の保障する「財産権」を債権者の意思と無関係に消滅させることについての合憲性が問題とされることもあ<sup>(22)</sup>る。

(ウ) 債権時効制度の趣旨との齟齬

債権時効制度の趣旨を、「時の経過による事実関係の曖昧化に起因する負担や危険から人びとと社会を解放するために、時効期間の満了後は債権の存否についての実質判断に踏み込まないものとする制度」ととらえる「基本方針」の立場からすると、債権の遡及的消滅という効果は、債権が実際には「存在する」ことを前提とするものであり、債権時効制度の趣旨と適合的ではない<sup>(23)</sup>。

(b) 履行拒絶権構成の基礎づけと効果

(ア) 債権時効制度の趣旨からの基礎づけ

「基本方針」が前提とする債権時効制度の趣旨からすると、債権時効の効果は、債務者が上記の危険や負担からの解放を求めた場合に、債権の存否を問題とすることなく、債権時効期間の満了だけを理由としてそれを認める、しかし、それ以上のことは認めないとするのが適当である。

また、「基本方針」は、権利保護の理念から、債権が存在しているならばそれは本来実現されるべきものであるという基本的立場を前提としており、期間の経過のみによる債務解放を制度目的としていない（実際に存在する債務からの解放は、必要悪にすぎない）。これによると、存在する債

---

(21) 前掲注(7) 基本方針 215 頁、前掲注(7) 詳解Ⅲ 244 頁以下。

(22) 前掲注(7) 基本方針 215 頁、前掲注(7) 詳解Ⅲ 246 頁。

(23) 前掲注(7) 基本方針 215 頁、前掲注(7) 詳解Ⅲ 248 頁。

権は本来実現されるべきであるということは、債権時効期間が満了しても、あるいは債務者が時効の利益を受けることにしたとしても、それ自体としては変わりがない。そのため、債務者が時効の利益を享受することにしたとしても、債権が完全に消滅とすることは適当とはいえない<sup>(24)</sup>。

(イ) 履行拒絶の効果

「債務者を事実関係の曖昧化の危険とそれに備える負担から解放する」という債権時効制度の趣旨から、債務者が履行拒絶をしたときは、債務者は以後その危険と負担を一切免れるとすべきであり、債権は請求力と強制力を失うことになる。しかし、債権の給付保持力まで奪う必要はない。債権時効期間が満了し、債務者が履行拒絶をしたとしても、実際には債権が存在しており、そのことを債務者も認めて債務者が弁済にあたる行為をした場合には、これを非弁済とすべきではなく、債権者は受領したものをおよそ返還する必要がないとすべきである。

しかし、そうすると、履行拒絶後も債権者が「債務者の自発的な弁済」を狙った行動をとり、債務者がこれに悩まされるおそれがある。このような債権者の行動は債権時効制度の趣旨に照らしても認めることはできない。したがって、履行拒絶後に弁済にあたる行為がされた場合、その「任意性」は適切に判断されなければならない<sup>(25)</sup>。

(5) 債権時効援用権または履行拒絶権の放棄

**【3.1.3.71】**（債権時効援用権または履行拒絶権の放棄）

〔甲案〕（債権時効援用権の放棄）〈**【3.1.3.68】** 甲案、**【3.1.3.70】**

甲案による場合〉

〈1〉債権時効援用権は、債権者に対する意思表示により放棄することができる。ただし、法律に別段の定めがあるときは、この

(24) 以上につき、前掲注(7) 基本方針 215 頁、前掲注(7) 詳解Ⅲ 248 頁。

(25) 以上につき、前掲注(7) 基本方針 215 頁、前掲注(7) 詳解Ⅲ 250 頁以下。

限りではない。

〈2〉〈3〉(略)

〔乙案〕(履行拒絶権の放棄) 〈【3.1.3.68】乙案による場合〉

〈1〉債務者は、債権時効期間の満了により生じた履行拒絶権を、債権者に対する意思表示により放棄することができる。ただし、法律に別段の定めがあるときは、この限りではない。

〈2〉〈3〉(略)

#### (a) 放棄の方法

「基本方針」の【3.1.3.71】は、甲案・乙案ともに、債権時効援用権または履行拒絶権の放棄は、債権者に対する意思表示により行うこと(単独行為)としている。この意思表示は、通常の意味表示と同様に規律に服する<sup>(26)</sup>。

#### (b) 放棄の効果

債権時効援用権または債務者の履行拒絶権が放棄されたときは、その時点で債権の存在が認められたために事実関係の曖昧化を問題にする必要がなくなり、その時効期間の満了に法的意味を認めないとする<sup>(26)</sup>ことができる。ただ、債権の実現という形で放棄がされない限り、放棄の時から、債権の存否をめぐる事実関係の曖昧化が改めて進むことになる。したがって、債権時効援用権または履行拒絶権の放棄は、時効期間満了前の債務者による債権の承認と同一の機能を持つとみる<sup>(27)</sup>ことができる。

#### (6) 債権時効援用権または履行拒絶権の喪失

【3.1.3.72】(債権時効援用権または履行拒絶権の喪失)

〔甲案〕(債権時効援用権の喪失) 〈【3.1.3.68】甲案、【3.1.3.70】甲案による場合〉

(26) 前掲注(7) 基本方針 218 頁、前掲注(7) 詳解Ⅲ 266 頁以下。

(27) 前掲注(7) 基本方針 218 頁、前掲注(7) 詳解Ⅲ 267 頁。



〈1〉債権時効援用権を有する者が債権時効期間の満了後に債権の行使に応じる旨を債権者に対して表示したときは、債権時効援用権を放棄する意思を有しなかったときであっても、その満了による債権時効援用権を行使することができない。

〈2〉〈3〉(略)

〔乙案〕(履行拒絶権の喪失) 〈【3.1.3.68】乙案による場合〉

〈1〉債務者が債権時効期間の満了後に債務を履行する旨を債権者に対して表示したときは、履行拒絶権を放棄する意思を有しなかったときであっても、その満了による履行拒絶権を行使することができない。

〈2〉〈3〉(略)

(a) 判例法理の採用

「基本方針」【3.1.3.72】とその解説は、「現行法のもとでは、時効期間の満了後に債務の存在を認めた債務者は時効援用権を失うとする法理が確立している」とした上で、その法理の採用を提案している。

ただし、ここで、「債務の存在を認める」ということが、旧来からの債務の存在を認めることで十分なのか、履行の意思を示す態度が必要なのか、必ずしも明らかではないと指摘している<sup>(28)</sup>。

(b) 「債務の存在を認める」ことの意味——債権の行使に応じる旨または債務を履行する旨の表示

この点につき、「基本方針」は、「債権の行使に応じる旨または債務を履行する旨が債権者に対して表示されたとき」には、「債務者等が履行拒絶権を放棄する意思を有しなかったときであっても、債権時効援用権または履行拒絶権を失う」としている。これは、債権時効期間の満了後であっても債権の行使に応じる旨または債務を履行する旨が債権者に対して表示されたときには、債権者は履行を受けられると信じるはずであり、債権者の

(28) 以上につき、前掲注(7)基本方針218頁以下、前掲注(7)詳解Ⅲ268頁以下。

この信頼は保護に値するからであるとしている。

これに対して、「債務者等が債務の存在を認めただけ」では、債権時効援用権または履行拒絶権を喪失させるわけにはいかないとされる。これは、債権時効期間満了の効果を債権時効援用権または債務者の履行拒絶権の発生とし、その行使や放棄を債務者等の意思に委ねるとする場合には、債務者等が、債務の存在は認めるが債権時効援用権を行使する、履行は拒絶する、ということも当然にありうることであり、「基本方針」における債権時効制度の趣旨からすれば、そのような態度も（望ましくはないが）是認される、<sup>(29)</sup>ということを理由としている。

### Ⅲ. 法制審議会民法（債権関係）部会における審議の状況

法制審議会民法（債権関係）部会では、時効援用権の喪失に関する問題について、第1読会（中間論定整理の決定まで）において2回（第12回会議と第23回会議）、第2読会（中間試案の決定まで）において1回（第36回会議）の審議が行われたが、結局、改正の論点からは外されることになった。以下、法制審議会民法（債権関係）部会においてどのような議論がなされたのか、順に見ていくことにする。

#### 1 第1読会における審議

##### (1) 第12回会議（2010年7月20日）<sup>(30)</sup>

まず、第12回会議では、時効の利益の放棄等について事務局から次のような問題提起がされ、<sup>(31)</sup>審議が行われた。

---

(29) 以上につき、前掲注(7)基本方針218頁以下、前掲注(7)詳解Ⅲ269頁。

(30) 「法制審議会民法（債権関係）部会資料14-1」（<https://www.moj.go.jp/content/000051156.pdf>。以下では「部会資料14-1」として引用する。）7頁、「法制審議会民法（債権関係）部会資料14-2」（<https://www.moj.go.jp/content/000051157.pdf>。以下では「部会資料14-2」として引用する。）37頁以下のほか、「法制審議会民法（債権関係）部会第12回会議（2010年7月20日）議事録」（<https://www.moj.go.jp/content/000052532.pdf>。以下では「第12回会議議事録」として引用する。）43頁以下を参照。

(31) 前掲注(30)部会資料14-1・7頁。

【部会資料 14-1】民法（債権関係）の改正に関する検討事項(9)

第2 消滅時効

4 時効の効果

(3) 時効の利益の放棄等

時効完成前に時効の利益を放棄することはできないが（民法第146条）時効完成後であれば、債務者は時効の利益を放棄することができるかと解されている。また、時効完成後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合には、判例は、信義則上、時効援用権を喪失するとしている。そこで、このような判例等を条文上明記すべきであるとの考え方がある。

他方で、時効完成後の債務の承認については、判例の見解とは反対に、これによって時効援用権を喪失しないことを明文化すべきであるという考え方提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

時効完成後に債務の承認がされた場合について、複数の委員から、時効の援用権を喪失しない場合について明文化することを支持する意見が述べられた<sup>(32)</sup>。その理由として、現実の消費者被害の事例において、事業者が策略を用いて債務を承認させたり、時効完成後に極めて少額の支払いをさせたりして、それで時効の利益はなくなったとして請求がなされている事案が相当程度散見される、ということが挙げられた<sup>(33)</sup>。また、濫用的な事案があることを踏まえ、「判例があるからというだけで援用権が喪失すると一般化するのでは問題」であるとしつつ、「相手方が持つ期待権といったもの

(32) 前掲注(30)第12回会議事録44頁〔西川康一関係官（消費者庁企画課企画官（肩書きは当時。以下同。））〕、同44頁〔中井康之委員（弁護士）〕、同44頁以下〔高須順一幹事（弁護士）〕、同47頁以下〔鹿野菜穂子幹事（慶應義塾大学教授）〕、同48頁〔岡田ヒロミ委員（消費生活専門相談員）〕、同51頁〔大村敦志幹事（東京大学教授）〕。

(33) 前掲注(30)第12回会議事録44頁〔西川関係官〕のほか、同44頁〔中井委員〕、同48頁〔岡田委員〕も参照。

も全く保護に値しないのかということ、そうでもない」として、「条文を設けて、きちんと交通整理をして、定めていくべきではないか」との意見も述べられた<sup>(34)</sup>。その他に、時効が完成した後、援用によって確定的に債務が消滅するという立場をもし前提とするなら、援用権は形成権的なものととらえることができ、「自己の形成権的な権利が失われるというのは、自分にその権利があることを知った上で、その権利行使と矛盾する行動を起こしたときとされるべきであって、時効完成を全く知らないで債務承認をさせられたときに、それによって当然に援用権が失われるということにはならないのではないか」との意見も出された<sup>(35)</sup>。

これに対して、ケース・バイ・ケースで、援用権を喪失させるべき場合もあれば、させるべきでない場合も両方あり、明文化するとむしろ信義則の適用場面をなくしてしまうことになるとして、明文化せずに信義則に委ねるべきであるとの意見が述べられた<sup>(36)</sup>。

規定を置かないで解釈論に委ねるべきとするこの意見に対しては、「何らかの形で規定を置くということが必要なのではないか、そこるところを明確にしませんと、日本の時効のルールというのは結局何なのかということがはっきりしないということになる」との意見が出された<sup>(37)</sup>。

また、消滅時効の効果として、「弁済によって消滅したものと推定するという考え方が採れないだろうか」という提案があったということが述べられた<sup>(38)</sup>。

---

(34) 前掲注(30) 第12回会議議事録 44 頁以下〔高須幹事〕。

(35) 前掲注(30) 第12回会議議事録 47 頁以下〔鹿野幹事〕。

(36) 前掲注(30) 第12回会議議事録 48 頁以下〔深山雅也幹事(弁護士)〕、同 49 頁〔潮見佳男幹事(京都大学教授)〕。

(37) 前掲注(30) 第12回会議議事録 51 頁〔大村幹事〕。

(38) 前掲注(30) 第12回会議議事録 45 頁以下〔岡本雅弘委員(株式会社みずほ銀行法務部担当部長)〕。

(2) 第23回会議 (2011年2月8日)<sup>(39)</sup>

【部会資料23】民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理のたたき台<sup>(3)</sup>

第33 消滅時効

3 時効の効果

(3) 時効の利益の放棄等

時効完成後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合の効果として、信義則上、時効援用権を喪失するとした判例があることを踏まえ、これを明文化するかどうかについて、実務的には債権者からの不当な働きかけによって一部弁済その他の行為がされる場合があるとの指摘があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。

第12回会議の議論を踏まえ、第23回会議において、「中間的な論点整理のたたき台」<sup>(40)</sup>が提示された。第23回会議では、その文言について2つの意見が出された。一つは、「信義則上、時効援用権を『喪失する場合がある』とした判例があることを踏まえというふうはこの判例の射程距離がかなり狭いことが分かるように表現を工夫していただきたい」という意見<sup>(41)</sup>である。もう一つは、債権者からの不当な働きかけがあって一部弁済が行われるということに加えて、「その結果として債務者の利益が害されるおそれがある」ということを指摘するべきとの意見<sup>(42)</sup>である。

(39) 「法制審議会民法（債権関係）部会資料23」（<https://www.moj.go.jp/content/000068982.pdf>。以下では「部会資料23」として引用する。）16頁以下のほか、「法制審議会民法（債権関係）部会第23回会議（2011年2月8日）議事録」（<https://www.moj.go.jp/content/000071629.pdf>。以下では「第23回会議議事録」として引用する。）40頁以下を参照。

(40) 前掲注(39) 部会資料23・17頁。

(41) 前掲注(39) 第23回会議議事録41頁〔岡正晶委員（弁護士）〕。ただし、この意見は中間論点整理に反映されなかった。

(42) 前掲注(39) 第23回会議議事録44頁〔中井委員〕。この意見は中間論点整理に反映された。

(3) 中間論点整理<sup>(43)</sup>

以上の議論を受けて、第 26 回会議では、次のように中間論点整理が取りまとめられた。

**【民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理】**

第 36 消滅時効

3 時効の効果

(3) 時効の利益の放棄等

時効完成後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合の効果として、信義則上、時効援用権を喪失するとした判例があることを踏まえ、これを明文化するかどうかについて、実務的には債権者からの不当な働きかけによって一部弁済その他の行為がされ、債務者が時効の利益を主張できなくなるという不利益を被る場合があるとの指摘があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。

2 第 2 読会における審議

(1) 第 36 回会議（2011 年 11 月 29 日）<sup>(44)</sup>

第 36 回会議では、中間論点整理を踏まえて、次のように提案が整理さ

---

(43) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理（平成 23 年 6 月 3 日補訂）」（<https://www.moj.go.jp/content/000074989.pdf>。以下では「中間論点整理」として引用する。）116 頁のほか、法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明（平成 23 年 6 月 3 日補訂）」（<https://www.moj.go.jp/content/000074988.pdf>。以下では「中間論点整理補足説明」として引用する。）287 頁以下を参照。

(44) 「法制審議会民法（債権関係）部会資料 31（平成 24 年 2 月 28 日補訂）」（<https://www.moj.go.jp/content/000095059.pdf>。以下では「部会資料 31」として引用する。）33 頁以下のほか、「法制審議会民法（債権関係）部会第 36 回会議（2011 年 11 月 29 日）議事録」（<https://www.moj.go.jp/content/000084647.pdf>。以下では「第 36 回会議議事録」として引用する。）1 頁以下を参照。

<sup>(45)</sup>れ、審議が行われた。以下では、「(3) 時効の利益の放棄等」についてどのような議論がなされたのか確認したい。

【部会資料 31】民法（債権関係）の改正に関する論点の検討(4)

第1 消滅時効

3 時効の効果

(1) 時効の援用等

消滅時効の効果に関しては、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】消滅時効期間の満了後、援用があったときに、債権の消滅という効果が確定的に生ずる旨を条文上明記するものとする。

【乙案】消滅時効期間の満了により債務者に履行拒絶権が発生する旨の規定を設けるものとする。

(2) (略)

(3) 時効の利益の放棄等

時効期間の満了後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合に、信義則上時効の援用権を喪失するかどうかについては、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】時効期間の満了後に、債権の行使に応ずる旨を一定の行為により債権者に対して表示したときは、時効援用権（履行拒絶権）を行使することができなくなる旨の規定を設けるものとする。

【乙案】時効期間の満了後に義務を履行した場合と相手方の権利を承認したにとどまる場合とを区別し、前者（義務の履行）の場合には時効援用権（履行拒絶権）は消滅し、後者の場合には（権利の承認）の場合には時効援用権（履

(45) 前掲注(44) 部会資料 31・33 頁以下。

行拒絶権)は消滅しない旨の規定を設けるものとする。

【丙案】時効援用権(履行拒絶権)の喪失に関する特段の規定を設けないものとする。

まず、中間論点整理の「(3) 時効の利益の放棄等」に関わる議論として、部会資料 31 の「(1) 時効の援用等」の論点について、「時効が援用された債権は、履行を請求することができないという、甲案、乙案とは異なる第 3 の選択肢」(以下、「(1)丙案」<sup>(46)</sup>という。)の提案がなされた。<sup>(47)</sup>

(a) 甲案について

甲案について、弁護士会の状況としてそのままでは支持する意見がほとんどないと指摘がなされた上で、次のような修正案が提示された。「時効期間の満了後に、債務者が債権の行使に応ずる旨を一定の行為により債権者に対して表示したときは、時効援用権なり、あるいは履行拒絶権なりを行使することができないとした上で、ただし、債務者の軽率、知識の不足、無経験に乗じることにより表示がなされたなど、債権者に時効援用権の喪失あるいは履行拒絶権の不発生を主張する正当な利益を欠く場合にはこの限りではない。」この修正案の理由として、債権の行使に応じる旨が表示された場合について、債権者の信頼を一定の範囲で保護することが必要である一方、相手方の軽率、知識不足等に付け入るような行為がなされる場合にまで、債権者を保護すべき積極的理由は見出しがたいことが挙げられた。そして、原則的に時効援用権あるいは履行拒絶権を喪失するとしても、例外的には信義則ないし公序的な制限を設けるべきであり、「事柄の切実姓」<sup>(48)</sup>から見て、この例外法理は一般条項に委ねるのではなく、その

(46) 以下、(3)の論点案と区別するため、(1)の論点の甲案・乙案をそれぞれ「(1)甲案」・「(1)乙案」といい、(3)の論点案は単に「甲案」・「乙案」・「丙案」という。

(47) 前掲注(44)第36回会議事録3頁〔山野目章夫幹事(早稲田大学教授)〕。同13頁〔潮見幹事〕もこれを支持する。

(48) この点につき、「日々、こういうことが積み重ねられておるとい、このままにはしておけないという意味でございます」と述べられている(前掲注(44)第36回会議事録8頁〔高須幹事〕)。



条文のただし書として明文化すべきである、との意見が述べられた。<sup>(49)</sup>

また、この提案を支持する立場から、「債権者に対してもはや時効の援用はないという信頼を与えたということを基礎に作っていくべき」との意見<sup>(50)</sup>や、条文の作り方として、「債権者においてもはや時効の利益を主張されることがことがないことを正当に期待したとき」という趣旨のことを規定するなど、もう少し抽象化してはどうかとの提案がなされた。<sup>(51)</sup>

その他、甲案あるいはその修正案をとる場合に、再度の時効の進行というのがあるのかどうか、すなわち、中断のように構成するかどうかを考慮しておく必要があるとの指摘がなされた。<sup>(52)</sup>

(b) 乙案について

乙案に対して、義務履行と債務承認で区別することについて疑問が示された。その理由として、「債権者が時効期間満了の事実を知らない債務者に対して、例えば極めて少額の弁済を迫ると、あるいは求めるということ、時効援用権の喪失を意図することが想定されるから」ということ、および、「承認をする、債務承認書のようなものを作って出すということと、極めて少額な弁済をする、せめてもの気持ちだから5,000円だけでも置いていきなさいよと言われて支払う。ここにどれだけ質的な違いがあるのか」ということが挙げられた。<sup>(53)</sup>なお、この意見に対して、乙案の理解として、「例えば何百万円かの債務について、5,000円だけ払わせて承認をとった場合、債務全部についてもはや消滅時効を援用できないようになるのか、それとも払ってしまった5,000円は取り返せないけれども、承認した部分については時効の利益の放棄にはならないので、そこは更に援用できるのでしょうか」との質問、および、乙案は後者ではないかとの意見が出され

---

(49) 前掲注(44) 第36回会議議事録8頁以下・17頁以下〔高須幹事〕。同19頁〔道垣内弘人幹事(東京大学教授)〕、同19頁以下〔深山幹事〕、同20頁〔岡田委員〕もこれを支持する。

(50) 前掲注(44) 第36回会議議事録19頁〔道垣内幹事〕。

(51) 前掲注(44) 第36回会議議事録19頁以下〔深山幹事〕。

(52) 前掲注(44) 第36回会議議事録20頁〔中田裕康委員(東京大学教授)〕。

(53) 前掲注(44) 第36回会議議事録8頁・17頁〔高須幹事〕。

<sup>(54)</sup>た。この質問に対しては、援用権が全部喪失するという理解を前提としていたが、「違う解釈が可能であるということであれば、乙案というのがあるいは合理性が出てくるのだらうとは思いますが。」との返答がなされた。

また、「権利の承認の場合について、時効援用権あるいは履行拒絶権が消滅しないというのは少し硬直的で、時効期間満了を知らないで承認をしたという要件を付け加えれば、もう少し柔軟になるのではないか」として、履行の場合は債権の消滅を知っている、知っていないにかかわらず援用権の喪失を認めるが、権利の承認にとどまる場合は両者を明確に区別すべきとの意見が出された。<sup>(55)</sup>

### (c) 丙案について

丙案について、弁護士会の状況として丙案支持が多数であることが述べられた。<sup>(56)</sup>

また、丙案支持の立場から、最高裁判決が採用している時効援用権の喪失という枠組みは信義則を基礎としており、「債権者の対応とか、あるいは債務者の対応とか、それぞれの置かれた地位とか、そうしたものを総合的に考慮した上での判断というものが、不可欠になるのではないか」として、甲案や乙案のような形で、「定型化された形での援用権の喪失という理論を立てるとということ」に賛成できないとの意見が出された。<sup>(57)</sup>

その他、「(1)丙案」を採用した場合における丙案との関係について、以下のような質問がなされた。すなわち、「(1)丙案」を採用したとすると、時効が完成していることを知らずに弁済してしまった場合、給付保持力はあるので弁済は弁済としての効力を認められることになるので、時効完成を知らずに弁済したとしても、そもそも時効を援用したところで履行請求を拒絶できるだけであって、払ったものを返せということはでてこないことになると思われるが、「(1)丙案」による場合に本当にそう考えるのか、

---

(54) 前掲注(44) 第36回会議議事録18頁〔松岡久和委員(京都大学教授)〕。

(55) 前掲注(44) 第36回会議議事録9頁〔松本恒雄委員(一橋大学教授)〕。

(56) 前掲注(44) 第36回会議議事録8頁〔高須幹事〕。

(57) 前掲注(44) 第36回会議議事録9頁以下〔潮見幹事〕。同11頁〔鹿野幹事〕も同旨。

それとも、何か別の解決の可能性があると考えるのか、との質問である。<sup>(58)</sup>  
 この質問に対しては、「(1)丙案」を採用した場合、乙案が最も親和的であるが丙案と組み合わせることも成り立たないことはなく、「弁済をした人の無思慮や無経験に乗じて弁済がされた」と認められるような特段の事情があるときには、その給付保持力の機械的な適用を否定するためにも、信義則が働きうる余地はあるもの<sup>(59)</sup>と考える」との回答がなされた。この回答に対して、「時効を知らずに弁済してしまった場合には、時効を援用してもよいというような言い方では、履行請求権の拒絶しか効果は出てきませんので、払ったものを返せというのは出てこないことになります。だから、もう一つ、何か説明は要るけれども、しかし、そこは信義則で解決可能だというご趣旨なのでしょうか。」との確認の質問<sup>(60)</sup>がなされ、肯定する旨の回答<sup>(61)</sup>がなされた。

#### (d) 時効制度の趣旨について

時効制度の趣旨に関わる議論として、弁護士会の一部に「時効は不道德な制度である、権利のほうを重視すべきである」という観点からいけば「(1)乙案」も非常に理解できる、という意見があったとの紹介<sup>(62)</sup>がなされた。

また、「債務があれば弁済するのが当然」であり、「時効が使われる場面」というのは、本当は弁済した、あるいは本当は債務はないと考えているのだけれども、それが証明できないという場合、つまり、何年もたってから突然請求されて、今さら言われても困るといふときの最後の手段として、時効が使われるというのが一番典型的な使われ方ではないかと思えます。そういう場面での時効というのは、援用とともに債権が消えるのではなくて、債務者は債務はないと言っているわけで、ただ、何月何日の弁済によって消えたということが証明できないので、ないという主張をその限り

(58) 前掲注(44) 第36回会議議事録18頁〔山本敬三幹事(京都大学教授)〕。

(59) 前掲注(44) 第36回会議議事録19頁〔山野目幹事〕。

(60) 前掲注(44) 第36回会議議事録19頁〔山本(敬)幹事〕。

(61) 前掲注(44) 第36回会議議事録19頁〔山野目幹事〕。

(62) 前掲注(44) 第36回会議議事録4頁〔岡委員)〕。

で裁判で認めましょうということですから、それが履行拒絶権の発想なのだと思います。」との指摘がなされた。<sup>(63)</sup>

この他に、時効制度の存在理由を「弁済者を二重弁済の危険から保護する」ものだと理解すると、時効期間が満了した事実を知らないからといって、「本来、弁済するのは当たり前であって、そこでもって債権者が請求するのが悪いか」といって、必ずしも悪いわけでもない」との指摘がなされた。<sup>(64)</sup>

## (2) 中間試案 ―― 論点から除外

そして、中間試案では論点から除外された。<sup>(65)</sup>

# IV. 時効援用権喪失に関する「信義則」の検討

## 1 議論のポイント

以上の議論を踏まえて、「信義則」を判断するにあたりポイントとなる要素を以下検討する。

### (1) 時効制度の存在理由 ―― 「債務を免れる利益」は保護されるべきか？

債務者の時効援用権喪失について考える際には、まず、そもそも時効制度の存在理由をどのように理解するか、そして、債務者の「債務を免れる利益」を保護するべきと考えるか否か、ということが問題となる。

この点につき、「基本方針」は、時の経過による事実関係の曖昧化により高じていく負担（証拠保存の負担、証拠収集の負担、証拠収集の要否判断の負担）と危険から人びとと社会全般の利益を保護することを債権時効

---

(63) 前掲注(44) 第36回会議議事録5頁以下〔内田貴委員（法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与）〕。

(64) 前掲注(44) 第36回会議議事録22頁〔岡本委員〕。

(65) 「法制審議会民法（債権関係）部会資料54」（<https://www.moj.go.jp/content/000105325.pdf>）19頁、「法制審議会民法（債権関係）部会資料58（改訂版）」（<https://www.moj.go.jp/content/000107835.pdf>）32頁において、「【取り上げなかった論点】」とされた。

制度の目的と位置づけている。そして、その目的達成のために、債権の存否に係る法律関係を実質判断に踏み込まずに処理するのが債権時効制度であるとしている。この考え方によると、未履行の債務者が債務を免れることは、債権時効制度の付随的な結果にすぎず、保護されるべきものではない。債権が実際に存在するのであれば、その債権は実現されるべきであり、時間の経過によって変わるものでもない。また、債務者の「債務を免れる利益」は保護されるべきものではないという考え方は、法制審議会の審議における、「時効は不道德な制度である」とか「債務があれば弁済するのが当然」といった意見からもうかがうことができる。

これに対して、「債務を免れる利益」を保護するべきとする考え方も主張されていた。「改正提案」(本案 146 条 2 項・代替案 146 条 A 第 2 項)の解説では、「時効完成によって当事者に与えられる時効援用権が形成権としての性質を有する以上、その権利は取消権や解除権と同様に保護しなければならない」と述べられており、法制審議会の審議においても同様に、時効援用権の形成権的な性質に着目した意見が述べられていた。<sup>(67)</sup>

## (2) 保護されるべき「債権者の信頼」

他方、債務者が時効援用権を失うことになる根拠として、「債権者の信頼」が挙げられていた。判例や「基本方針」は、時効援用権を失うことになる債務者の行為を、「債権者の信頼」と結びつけていた。ただし、この「債権者の信頼」は、実際に債権者が信頼したことまでは求められておらず、したがって、「債権者は実際には信頼していなかった」という反証を債務者に許すものではなかった。

## (3) 債権者側の行為の悪性と時効援用権の維持

しかしここで、債権者側の行為の悪性を理由として、時効完成後に債務

(66) 前掲注(44)第36回会議議事録4頁〔岡委員〕、同5頁以下〔内田委員〕、同22頁〔岡本委員〕。

(67) 前掲注(30)第12回会議議事録47頁以下〔鹿野幹事〕。

者が自認行為を行ったにもかかわらず、なお債務者は時効援用権を失わないとする事例が意識されていた。「改正提案」においては、「現実には、時効完成後に債権者が技巧や策略を用いて債務を『承認』させることが見られ、時効につき無知の債務者がしばしばその犠牲になっていることを認識すべきである<sup>(68)</sup>」と述べられており、また、法制審議会の審議においても、「現実の消費者被害の事例では、消費者が時効完成を知らないということがよくあるわけでございまして、そういう場合に、事業者がいろいろなことを言って、策略を用いて債務を承認させるという例は往々にしてある<sup>(69)</sup>」、「時効完成後に極めて少額の支払いをさせる、若しくは言いくるめるといのでしょうか、債務の承認をさせる、それで時効の利益はなくなったとして請求がなされている事案が相当程度散見されるとの、消費者保護委員会その他の弁護士からの報告がある<sup>(70)</sup>」、「債権者が時効期間満了の事実を知らない債務者の軽率あるいは知識不足等を利用することによって債権の行使を迫ると。このようなことがあり得るのではないかというか、実務上では見聞きをしておるといことでございまして、このような相手方の軽率、知識不足等に付け入るような行為がなされるような場合にまで、債権者を保護すべき積極的理由は見出し難い<sup>(71)</sup>」といった発言がなされていた。

では、以上に挙げられたような問題はどのように位置づけられるべきであろうか。

## 2 債権者側の行為からの債務者の保護とその根拠——意思決定の自由に対する侵害からの保護

上記の問題について一見して気が付くのは、契約締結時における「合意の瑕疵」論<sup>(72)</sup>の問題状況との類似性である。すなわち、相手方からの不当な

(68) 前掲注(6) 改正提案 293 頁。

(69) 前掲注(30) 第 12 回会議議事録 44 頁〔西川関係官〕。

(70) 前掲注(30) 第 12 回会議議事録 44 頁〔中井委員〕。

(71) 前掲注(44) 第 36 回会議議事録 8 頁〔高須幹事〕。

(72) 「合意の瑕疵」論について、山本敬三「民法における『合意の瑕疵』論の展開とその検討」同『契約法の現代化 I —— 契約規制の現代化』（有斐閣、2016 年）58 頁〔初出：棚ノ

干渉により、本来ならばするはずのなかった意思決定をさせられてしまった、という状況である。

「合意の瑕疵」論におけるように、契約の締結に問題があるのであれば、そこからの保護は、その契約からの解放や原状回復的損害賠償といった方法によって達成することができる。しかし、時効完成後の自認行為が問題となる状況では、契約の締結や債務の発生に問題があるわけではなく、もともと債務者は債務を履行するべきなのであって、同じように考えることができない。

仮に、債権者の行為により債務者の意思決定の自由が侵害され、その結果、一部弁済が行われたという場合について、債務者が行った一部弁済の返還を請求することができないとすると、債務者に自認行為（をするという意思決定）をさせようとする債権者側からの不当な行為（債務者の意思決定の自由を侵害する行為）を止めることができなくなってしまう。そこで、このような場合については、債務者が行った一部弁済について、その返還を認めることが必要となる。このとき、時効援用権あるいは「債務を免れる利益」が保護されるべき権利・利益であると考えるのであれば、債務者が行った一部弁済を損害ととらえ、その返還（あるいは賠償）を求めることは正当化できるであろう。しかし、「基本方針」におけるように、債務者が債務の履行を免れるのはあくまでも付随的なものに過ぎず、「債務を免れる利益」は保護されるべき利益ではないと考えるのであれば、「自認行為をしなければ債務の履行を免れたのに、自認行為をさせられたために債務を履行しなければならなくなった」ということや、「債務を履行してしまった」ということは、損害として把握することができず、債務者が行った一部弁済の返還（あるいは賠償）を正当化することはできないであろう。

しかしそうすると、先述したように、債権者側からの不当な行為（債務者の意思決定の自由を侵害する行為）を止めることができなくなり、債務

---

、 瀬孝雄編『契約法理と契約慣行』（弘文堂、1999年）149頁）を参照。

者に必要な保護が与えられなくなってしまう。そこで、債務者の意思決定の自由を保障するために、債務者が行った一部弁済の返還が認められることになる。これは、「損害の賠償」を意味するのではなく、債権者側からの不当な行為を抑止するために認められる特別な権利ということになる。

そして、以上のような考え方は、時効完成後に一部弁済がなされてもなお、債務者の時効援用権は失われたいとする事例における「信義則」の内容を構成していると見ることができるであろう。

## V. おわりに

以上で、消滅時効完成後に自認行為（とりわけ一部弁済）が行われた場合における、時効援用権喪失の問題に関する検討をひとまず終えることとする。判例法理が根拠とする「信義則」をどのように理解するべきか、その一端だけでも明確にすることができたとすれば、本稿の目的は達成できたといえよう。